

食物アレルギーの対応についてのお知らせ

このお知らせは、入所申込書の食物アレルギーの欄に記載があった方にお渡ししています。

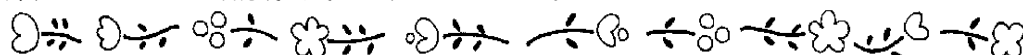
上尾市の公立保育所では、「上尾市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に沿って給食の提供を行っています。給食は医師が記載する生活管理指導表に基づき、アレルギーの原因となっている食品を除去していくことができます。対応にあたっては、生活管理指導表が必要となりますので、入所時、保育所に提出してください。

入所後の対応は、生活管理指導表に基づき、保育所で個別に相談をしながら進めていきます。

なお、保育所では3大アレルゲン抜きの安心献立メニューを作成し、対応しています。

*お子様の食物アレルギーの様子を把握するために栄養士が個別に連絡をさせていただく場合があります。

*詳細につきましては、説明会時にお伝えいたします。



上尾市 保育課

<保育所における食物アレルギーの対応について>

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」より

●アレルギー児の除去食については、医師の診断で食物アレルギーと判定された場合に行います。

- ・医師が記載する「生活管理指導表」に基づき、アレルギーの原因となっている食品を除去するため、継続的に医師の診断を受けることが必要になります。
- ・成長する過程で除去の内容が変化するため、必要時、または最低1年に1回医師の診断を受けていただき、生活管理指導表を保育所に提出していただきます。

「上尾市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」より

- 家庭の食事内容から除去の程度を確認させていただきますが、保育所では、お子様の原因食材が完全に食べられるまでは、完全除去の対応をさせていただきます。
- ・必要に応じて、家庭での食事内容・お子様の体調を連絡帳などに書いていただきます。
- ・除去の対応については医師・保護者・保育士・看護師・調理員・栄養士と連絡をとりながら進めていきます。
- ・当初2～3か月は月1回保育所にて、保護者・所長・クラス担任、調理員等で除去食対応の確認を行います。その後は、翌月の献立帳票を月半ばまでにお渡しいたしますので、ご家庭でアレルゲン確認後、保育所に提出していただきます。ご家庭で確認いただいた献立帳票を再度保育所で確認し、確定した帳票を保護者へお渡しします。
- ・その後、保育所での保護者との会議は半年に1回行い、除去食対応の確認を行っていきます。
- ・医師より解除の指示がでて解除する場合は、家庭で複数回（3回程度）試し、問題がないことを確認した上で、保育所での解除を進めていきます。
- 代替食品については、できるだけ保育所で提供するようにしますが、アレルゲン食材が多種にわたり献立として不足する場合やアナフィラキシー症状が重い場合などは保護者と相談のうえ、ご家庭から代替食を持参していただくことがあります。
- 緊急時に備えた処方薬がある場合は、「緊急時に備えた処方薬における確認書」をお渡しいたしますので、医療機関に内容を確認した上で、保護者が記載し提出していただきます。